

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

健全化判断 比率の種類	比率 (%)	国の定める基準(%)		備 考
		早期健全 化基準	財政再生 基準	
実質赤字比率	— (実質赤字なし)	12.45	20.00	一般会計等(普通会計※ ¹)を対象とした実質赤字※ ² の標準財政規模※ ³ に対する比率
連結実質赤字比率	— (連結実質赤字なし)	17.45	30.00	全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	7.9	25.0	35.0	一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金※ ⁴ 及び準元利償還金※ ⁵ の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	—	350.0	—	一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※1:普通会計………財政統計上用いられる会計の名称で、三豊市においては一般会計及び国道用地
先行取得事業特別会計です。

※2:実質赤字………歳入総額から歳出総額を差し引いた決算額から、次の年度への繰越財源を引いた
額がマイナスとなるような赤字の状態のことです。

※3:標準財政規模…地方公共団体の標準的な財政規模を表す数値です。

※4:元利償還金……市の借金の毎年の元金の償還及び利子の支払いに要する経費のことです。

※5:準元利償還金…市の特別会計や市が加入する一部事務組合が持つ借金の、毎年の元金の償還及
び利子の支払いに対して市の一般会計が負担する経費のことです。

**三豊市の健全化判断比率については、国の定める基準を超える数値はなく、
財政状況は健全な状態にあるといえます。**

今後とも行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めます。

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	国の定める基準 (経営健全化基準) (%)	備 考
病 院 事 業 会 計	— (資金不足なし)	20.0	公営企業※6ごとの資金不足額※7の事業の規模※8に対する比率
集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)		
浄化槽整備推進事業特別会計	— (資金不足なし)		
港湾整備事業特別会計	— (資金不足なし)		

※ 6 : 公営企業……特定の事業に要する経費をその事業の経営に伴う収入で賄うことを基本とする会計のことで、地方公営企業法の適用を受ける「法適用企業」と適用を受けない「法非適用企業」があります。三豊市においては、法適用企業が病院の 1 会計で、法非適用企業が集落排水、浄化槽整備、港湾整備の 3 会計です。

※ 7 : 資金不足額…「法適用企業」＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
「法非適用企業」＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

※ 8 : 事業の規模…「法適用企業」＝営業収益の額－受託工事収益の額
「法非適用企業」＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

**三豊市の資金不足比率については、国の定める経営健全化基準を超える特別会計はなく、公営企業の経営は健全な状態にあるといえます。
今後行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めます。**